

## 熊本県消費者行政支援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、予算の定めるところにより、消費者行政の強化及び推進のための事業を行う市町村及び団体に対し、予算の範囲内において熊本県消費者行政支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領（令和6年3月28日付け消地協第33号。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助金の対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業の内容、補助対象経費、補助事業者等については、別表のとおりとする。

(補助率)

第3条 補助率は、別表のとおりとする。

2 国庫補助金又は他の県費補助金の交付を受ける事業は、補助対象としない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書（別記第2号様式）
- (2) 事業実施計画書（別記第3号様式）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (4) 実施設計書（工事を施工する場合に限る。）
- (5) 事業の実施箇所の平面図（工事を施工する場合に限る。）
- (6) 現況写真等参考資料（工事を施工する場合に限る。）
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、実施要領第4（2）②のとおりとする。ただし、実施要領第4（4）及び（5）に掲げるものを除く。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は、別記第6号様式とする。

3 前項の申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書（別記第2号様式の2）
- (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本

- (3) 実施設計書（工事を施工する場合に限る。）
- (4) 事業の実施箇所の平面図（工事を施工する場合に限る。）
- (5) 現況写真等参考資料（工事を施工する場合に限る。）
- (6) その他知事が必要と認める書類

4 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容の変更の決定通知については補助金の額に変更を生じるときは補助金変更交付決定通知書（別記第7号様式）により、補助金の額に変更を生じないときは変更の承認については、変更承認通知書（別記第8号様式）により行う。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（状況報告）

第8条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が必要と認めて指示した場合に行うものとする。

2 前項の状況報告は、別記第9号様式により行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支精算書（別記第11号様式）
- (2) 事業実績書（別記第12号様式）
- (3) 歳入歳出決算（見込）書抄本
- (4) 出来高設計書（工事を施工する場合に限る。）
- (5) しゅん工検査復命書の写し（工事を施工する場合に限る。）
- (6) しゅん工写真（工事を施工する場合に限る。）
- (7) その他知事が必要と認めるもの

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日とする。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第11条 規則第16条第1項の請求書は、別記第14号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記第14号様式その2）に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 概算払を必要とする理由書
- (2) その他知事が必要と認める書類

(財産の処分の制限)

第12条 規則第21条第1項に規定する財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、この期間は廃棄もできないものとする。

(証拠書類の保管期間)

第13条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な条項は別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年12月12日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

**別表** ※平成28年熊本地震に伴う消費生活相談体制の機能回復及び被災地特有の消費生活相談への対応にかかる事業についても活用できる。

| 補助事業名                               | 補助対象経費                                                                                                                                                              | 補助事業者等  | 補助率 |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
| <b>1消費生活相談機能整備・強化事業</b>             | <b>消費者安全法第8条に掲げる事業を実施するために行う事業。</b>                                                                                                                                 |         |     |
| ①センター・窓口の整備(新設、増設、拡充)               | 消費生活センターを含む消費生活相談窓口を整備(新設、増設、拡充)するための経費                                                                                                                             | 市町村     | 50  |
| ①センター・窓口の整備(新設、増設、拡充)【特別枠】          | 平成28年熊本地震に伴い被災した消費生活センターを含む消費生活相談窓口の機能を回復するための経費のうち、知事が特に必要と認めたもの及び広域連携(2市町村以上の連携による消費生活センター又は相談窓口開設)を実施する市町村における広域連携負担金(人件費のみ)                                     | 市町村     | 100 |
| ②センターにおける消費生活相談対応力強化のための専門家活用(※1)   | 消費生活センターにおいて、弁護士、一級建築士等の専門的知識を有する者を活用し、高度に専門的な消費生活相談への対応力を強化するための経費                                                                                                 | 市町村     | 50  |
| ③センターにおける製品関連事故等の原因究明等のための機能強化(※1)  | 消費生活センターが消費者から寄せられた製品関連事故に関する原因究明や品質性能検査などの依頼に対応できる機能を強化するための経費                                                                                                     | 市町村     | 50  |
| ④苦情処理委員会の開催、あつせん等の強化                | 苦情処理委員会の開催促進、あつせん・調停機能の強化により、地域における裁判外紛争処理機能を強化するための経費                                                                                                              | 市町村     | 50  |
| <b>2消費生活相談員養成事業</b>                 | 市町村のセンターまたは相談窓口で相談業務に携わる消費生活相談員を新たに養成するための県が実施する研修会に参加する経費(自治体参加型に限る)。                                                                                              | —       | —   |
| <b>3消費生活相談員等レベルアップ事業</b>            | <b>消費者行政に従事する者のレベルアップを図るための研修の開催や、消費者行政担当者が研修に参加するための支援を行う事業。</b>                                                                                                   |         |     |
| ②研修開催                               | 消費者行政担当者及び消費生活相談員を対象として消費者問題に係る研修会を実施するための経費                                                                                                                        | 市町村     | 50  |
| ④研修参加支援                             | 消費者行政担当者及び消費生活相談員が消費者問題等、業務のレベルアップを図るための研修会参加経費                                                                                                                     | 市町村     | 50  |
| <b>4消費生活相談体制整備事業</b>                | 消費生活相談など消費者行政機能を強化するための人的体制を整備するための経費(平成21年度以降新規雇用した相談員人件費及び平成20年度以前から雇用している相談員のベースアップ分も対象。)                                                                        | 市町村     | 50  |
| <b>6地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業</b>   | <b>1～4及び7～8のメニュー以外で消費者の権利を守ることを目的とした、地域社会における消費者問題解決力の強化に向けた事業。</b>                                                                                                 |         |     |
| ①消費者教育推進法を踏まえた、消費者の安全・安心を確保するための事業  | 消費者教育推進法を踏まえた、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るなどにより消費者の安全と安心を確保するための事業実施(地域や学校における消費者教育の推進、消費者教育に関わる人材の育成、庁内職員向け研修を含む研修・講習開催等)に係る経費及び平成28年熊本地震に関連した消費者被害の未然防止・拡大防止を図るための事業実施に係る経費 | 市町村     | 50  |
| ②地域の多様な主体等との連携・協働による事業              | 地域の多様な主体等との連携強化を図るための経費(地域において消費者問題に取り組む団体への補助事業を含む)                                                                                                                | 市町村及び団体 | 50  |
| ③事業者指導、法執行等の強化を図るための事業              | 事業者指導や法執行等の強化を図るための経費(事業者への広報・周知の強化に関する事業を含む)                                                                                                                       | 市町村     | 50  |
| ④その他先進性・モデル性の高い事業                   | その他地域社会における、消費者問題解決力の強化に向けた、先進性・モデル性の高い事業等の実施に係る経費や広域連携(2市町村以上の連携による消費生活センター又は相談窓口開設)並びに消費者安全確保地域協議会の設置(見守りネットワーク推進)に係る経費                                           | 市町村及び団体 | 50  |
| <b>7消費者安全法第46条第2項に基づく法定受託事務(※2)</b> | 消費者安全法第46条第2項に基づき、消費生活センターを置く市町村が行う事務の実施に要する経費                                                                                                                      | —       | 50  |
| <b>8強化事業</b>                        | 消費者庁長官が別に定める国が取り組むべきと考える重要消費者政策に対応した事業(消費生活相談のデジタル対応体制整備、靈感商法を含めた悪質商法対策事業を除く)                                                                                       | 市町村     | 50  |
|                                     | 消費者庁長官が別に定める国が取り組むべきと考える重要消費者政策に対応した事業(消費生活相談のデジタル対応体制整備、靈感商法を含めた悪質商法対策事業)                                                                                          | 市町村     | 100 |

※1 事業番号1ー②、1ー③については、消費生活センターを設置する市町村が対象

※2 事業番号7については、消費者安全法第46条第2項に基づき国から事務を受託した、消費生活センターを設置する市町村が対象

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事

様

（申請者）住所  
氏名

年度熊本県消費者行政支援補助金交付申請書

年度において、下記のとおり補助事業を実施したいので、熊本県消費者行政支援  
補助金 金 円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第 3 条及び  
熊本県消費者行政支援補助金交付要項第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 所要額調書（別記第 2 号様式）
- 2 事業実施計画書（別記第 3 号様式）
- 3 歳入歳出予算（見込）書抄本
- 4 実施設計書（工事を施工する場合に限る。）
- 5 事業の実施箇所の平面図（工事を施工する場合に限る。）
- 6 現況写真等参考資料（工事を施工する場合に限る。）
- 7 その他参考となる資料

別記第3号様式（第4条関係）

## 事業実施計画書

市町村・団体名

番号 事業名

- 1 事業の内容（実施時期、実施場所、事業の具体的な内容、各事業の開始年度等を記載）

【管理番号                      、事業開始年度                      年度、事業終了年度                      年度】

- 2 事業経費（A）                      円（千円未満切上）  
うち補助金算定基礎額（B）                      円  
【積算】

- 3 補助金対象経費（C）                      円【補助率                      %】（千円未満切捨）

（注）本調書は、所要額調書に掲げる事業ごとに作成すること。

別記第4号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

印

年度熊本県消費者行政支援補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度  
熊本県消費者行政支援補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下  
記の条件を付けて金 円を交付することに決定しましたので、同規則第6条  
の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合  
においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

別記第 5 号様式（第 6 条関係）

第 年 月 日

熊本県知事 様

（申請者）住所  
氏名

年度熊本県消費者行政支援補助金変更申請書  
年 月 日付け 第 号で（変更）補助金交付決定通知のあ  
った 年度熊本県消費者行政支援補助金を下記のとおり変更したいので、熊本県補  
助金等交付規則第 7 条及び熊本県消費者行政支援補助金交付要項第 6 条の規定により、関  
係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円（前回までの申請額 金 円）

2 計画変更の理由

添付書類

- 1 所要額調書（別記第 2 号様式の 2）
- 2 事業変更計画書（別記第 6 号様式）
- 3 歳入歳出予算（見込）書抄本
- 4 実施設計書（工事を施工する場合に限る。）
- 5 事業の実施箇所の平面図（工事を施工する場合に限る。）
- 6 現況写真等参考資料（工事を施工する場合に限る。）
- 7 その他参考となる資料

## 事業変更計画書

市 町 村 ・ 団体名

番号 事業名

- 1 変更後の事業の内容（実施時期、実施場所、事業の具体的な内容、各事業の開始年度等を記載）

【管理番号                      、事業開始年度                      年度、事業終了年度                      年度】

- 2 事業経費（A）                      円（千円未満切上）  
（前回までの事業経費                      円）  
うち補助金算定基礎額（B）                      円  
（前回までの補助金算定基礎額                      円）

[変更後の積算]

- 3 補助金対象経費（C）                      円【補助率                      %】（千円未満切捨）  
（前回までの補助金対象経費                      円）

（注）本調書は、所要額調書に掲げる事業ごとに作成すること。

別記第7号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

（申請者名） 様

熊本県知事

印

年度熊本県消費者行政支援補助金変更交付決定通知書  
年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度熊本県  
消費者行政支援補助金の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規  
定により承認し、下記の条件を付して 年度熊本県消費者行政支援補助金  
金 円（前回までの交付決定額 円）に変更することに決定しましたの  
で、同条第3項において準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合  
においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

別記第 8 号様式（第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事 印

年度熊本県消費者行政支援補助金変更承認通知書  
年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度熊  
本県消費者行政支援補助金の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第 7 条第 2 項  
の規定により承認しましたので、同条第 3 項において準用する同規則第 6 条の規定により  
通知します。

別記第 9 号様式（第 8 条関係）

第 年 月 日

熊本県知事 様

（補助事業者）住所  
氏名

年度熊本県消費者行政支援補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定のあった 年度熊本県消費者行政支援補助金の遂行状況について、熊本県補助金等交付規則第 11 条及び熊本県消費者行政支援補助金交付要項第 8 条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

別記第 10 号様式（第 9 条関係）

第 年 月 日

熊本県知事 様

（補助事業者）住所  
氏名

年度熊本県消費者行政支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の（変更）交付決定通知に基づき補助事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第 13 条及び熊本県消費者行政支援補助金交付要項第 9 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- 1 収支精算書（別記第 11 号様式）
- 2 事業実績書（別記第 12 号様式）
- 3 歳入歳出決算（見込）書抄本
- 4 出来高設計書（工事を施工する場合に限る。）
- 5 しゅん工検査復命書の写し（工事を施工する場合に限る。）
- 6 しゅん工写真（工事を施工する場合に限る。）
- 7 その他参考となる書類

## 事業実績書

市町村・団体名

番号 事業名

### 1 事業の内容

【管理番号                      、事業開始年度                      年度、事業終了年度                      年度】

### 2 事業の効果

3 事業経費（実績）（A）                      円  
（交付決定時の事業経費                      円）  
うち補助金算定基礎額（実績）（B）                      円  
（交付決定時の補助金算定基礎額                      円）

【積算】

4 補助金対象経費（実績）（C）                      円【補助率                      %】（千円未満切捨）  
（交付決定時の補助金対象経費                      円）  
（例示）（補助金算定基礎額）円×（補助率）% =                      円÷                      円

（注）本調書は、収支精算書に掲げる事業ごとに作成すること。

別記第13号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号

（補助事業者） 様

熊本県知事 印

年度熊本県消費者行政支援補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定（承認）した 年  
度熊本県消費者行政支援補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定によ  
り、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額

金 円

2 交付決定額

金 円

別記第14号様式その1(1)(第11条関係)

年度熊本県消費者行政支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった 年度  
熊本県消費行政支援補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則  
第16条の規定により請求します。

記

請求金額（推進事業） 金 円

年 月 日

(補助事業者) 住所  
氏名

熊本県知事 様

振込先口座（市町村は記入不要）

|       |           |
|-------|-----------|
| 金融機関名 | 〇〇銀行〇〇支店  |
| 預金種目  | 1 普通 2 当座 |
| 口座番号  |           |
| 口座名義  |           |

別記第14号様式その1(2)(第11条関係)

年度熊本県消費者行政支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった 年度  
熊本県消費行政支援補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則  
第16条の規定により請求します。

記

請求金額（強化事業） 金 円

年 月 日

(補助事業者) 住所  
氏名

熊本県知事 様

振込先口座（市町村は記入不要）

|       |           |
|-------|-----------|
| 金融機関名 | 〇〇銀行〇〇支店  |
| 預金種目  | 1 普通 2 当座 |
| 口座番号  |           |
| 口座名義  |           |

別記第 1 4 号様式その 2 ( 1 ) ( 第 1 1 条関係)

年度熊本県消費者行政支援補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で(変更)交付決定(承認)の通知があった 年度熊本県消費行政支援補助金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第 1 6 条及び熊本県消費者行政支援補助金交付要項第 1 1 条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求金額(推進事業分) 金 円

年 月 日

(補助事業者) 住所  
氏名

熊本県知事 様

振込先口座(市町村は記入不要)

|       |           |
|-------|-----------|
| 金融機関名 | 〇〇銀行〇〇支店  |
| 預金種目  | 1 普通 2 当座 |
| 口座番号  |           |
| 口座名義  |           |

(精算払用)

別記第14号様式その2(2)(第11条関係)

年度熊本県消費者行政支援補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で(変更)交付決定(承認)の通知があった 年度熊本県消費行政支援補助金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県消費者行政支援補助金交付要項第11条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求金額(強化事業分) 金 円

年 月 日

(補助事業者) 住所  
氏名

熊本県知事 様

振込先口座(市町村は記入不要)

|       |           |
|-------|-----------|
| 金融機関名 | 〇〇銀行〇〇支店  |
| 預金種目  | 1 普通 2 当座 |
| 口座番号  |           |
| 口座名義  |           |

(精算払用)